

議案第27号

杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年4月10日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

都費負担の時間講師、日勤講師及び会計年度任用職員に勤勉手当を支給することに伴い、杉並区教育委員会から杉並区教育委員会教育長に委任する事務の範囲を改める必要がある。

杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（昭和44年杉並区教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号エの次に次のように加える。

オ 条例第8条の3（条例第13条の3において準用する場合を含む。）の規定による講師の勤勉手当の支給

第2条第1項第7号中「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「非常勤職員の報酬等に関する条例」に改め、同号ウの次に次のように加える。

エ 条例第6条の規定による勤勉手当の支給

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(委任事務)</p> <p>第2条 東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第115号）により、教育委員会に委任された次の事務は、教育長に委任する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和49年東京都条例第30号。以下この号において「条例」という。）に基づく区立の小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する講師の報酬等に係る事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 条例第8条の3（条例第13条の3において準用する場合を含む。）の規定による講師の勤勉手当の支給</p> <p>(7) 非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年東京都条例第56号。以下この号において「条例」という。）に基づく区立の小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する会計年度任用職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設（以下「共同調理場」という。）に勤務する者を含む。）の報酬等に係る事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 条例第6条の規定による勤勉手当の支給</p> <p>(8)～(15) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(委任事務)</p> <p>第2条 東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第115号）により、教育委員会に委任された次の事務は、教育長に委任する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和49年東京都条例第30号。以下この号において「条例」という。）に基づく区立の小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する講師の報酬等に係る事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(7) 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年東京都条例第56号。以下この号において「条例」という。）に基づく区立の小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する会計年度任用職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設（以下「共同調理場」という。）に勤務する者を含む。）の報酬等に係る事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(8)～(15) 略</p> <p>2及び3 略</p>